

## 第 1 3 回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町  
合併協議会

## 会 議 録

平成 1 5 年 7 月 2 3 日開催

## 第13回 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

- ・日 時 平成15年7月23日(水)午後1時30分から午後2時36分
- ・場 所 峰山町総合福祉センター
- ・出席委員 (47人)
  - 1号委員 濱岡六右衛門会長、吉岡光義副会長、増田桂一委員、吉岡秀男委員、中江宏樹委員、有田光亨委員、上田博之委員、本城克一委員、梅田耕之助委員、大下道之委員、行待実委員、辻征一郎委員
  - 2号委員 平井涉委員、小森潔委員、荒田寛康委員、久江晶夫委員、田茂井誠司郎委員、清水勇委員、植垣齋紀委員、森行雄委員、石河良一郎委員、三崎政直委員、奥野重治委員、浅田武夫委員、瀬川善磨委員、吉岡豊和委員、大下倉禎介委員、田中一委員、小谷毅委員
  - 3号委員 櫛田恵里子委員、太田俊輝委員、中山力委員、養父秀是委員、石河武委員、沖田康彦委員、阿部智子委員、梅田和男委員、下田喜六委員、佐々木正二郎委員、戸石育代委員、梅田直一委員、植野真知子委員、行待佳平委員、奥田圭介委員、美王恵次郎委員、川畔明美委員、沖田康彦委員、加瀬康夫委員
- ・欠席委員 (3人)
  - 末次祥孝委員、荒田ケイ委員、中井幹晴委員
- ・次 第

### 1 開会宣言

### 2 議 事

#### (1) 協議事項

- |        |         |                        |
|--------|---------|------------------------|
| ・協議第1号 | 2       | 合併の期日に関する事(再協議)        |
| ・協議第2号 | 14      | 使用料及び手数料の取扱いに関する事(再協議) |
| ・協議第3号 | 19 - 6  | 消防団の取扱い(再協議)           |
| ・協議第4号 | 19 - 11 | 国民健康保険の取扱い(再協議)        |
| ・協議第5号 | 19 - 24 | 建設関係事業の取扱い(再協議)        |
| ・協議第6号 | 19 - 26 | 上水道等の取扱い(再協議)          |
| ・協議第7号 | 19 - 27 | 下水道等の取扱い(再協議)          |

#### <追加提案>

- |         |    |                    |
|---------|----|--------------------|
| ・協議第8号  | 9  | 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 |
| ・協議第9号  | 10 | 特別職等の身分の取扱いに関する事   |
| ・協議第10号 | 12 | 事務機構及び組織の取扱いに関する事  |

#### (2) その他

- ・第12回合併協議会の会議録について

### 3 閉 会

傍聴者7人

濱岡会長

定刻になりましたので、只今から、第13回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を開催いたします。

濱岡会長

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日の会議につきましては、協議会委員50名中47名の御出席を頂いており、規約第10条第1項の規定によります「在任委員の過半数」を超えておりますので、本日の会議が成立していることを御報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、議事の(1)の協議事項といたしまして、「協議第1号」につきましては、「項目番号2 合併の期日に関する事(再協議)」でございまして、「協議第2号から第7号」につきましても、協議第1号に関連する再協議の項目でございます。

加えて、本日、追加提案ということで、配布させていただいておりますが、昨日の総務・企画・議会小委員会で確認されました3つの項目について、協議をお願いしたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

濱岡会長

それでは、まず、「協議第1号の 合併の期日」の再協議の件につきまして、私の方から、説明をさせていただきます。

去る7月9日付けで、「市町村の合併の特例に関する法律」、いわゆる「合併特例法」の改正が、公布、施行となりました。この法改正の内容は、市となることについて、「人口3万人以上のみの要件でよい」という特例の期限が、改正前は、平成16年3月31日までとなっておりますが、今回の改正により、1年間延長されまして、平成17年3月31日まで、とされたものでございます。

当合併協議会では、合併の期日について、昨年11月22日に開催の第6回協議会で、「平成16年3月1日」とすることを確認いただいております。当時、御提案申し上げました折に御説明いたしました、6町が対等合併する際、市制移行を目指したいということで、「市」になるためには、「平成16年3月31日までに」合併しなければなりません。

そのため、不本意ではありましたが、月の切り目を節目とせざるを得ないとの判断のもと、「3月1日合併」を御提案申し上げたものでございます。

今回の合併特例法の改正によりまして、私ども6町長の本来の願いであります、年度開始の初日、つまり、「平成16年4月1日」の合併が可能となりましたので、本日、再協議をお願いするものでございます。年度開始の初日に期日を変更することによるメリットは、大きなものがございます。その最大のものは、年度を新しくすることにより、普通交付税の算定の特例を受ける年が1年延びることとなり、約10数億円の財政効果を得られることとなります。また、年度末の1ヶ月のみで新しい市となることで、役場内はもとより、本日、別に修正をお願いしております6項目のように、町民の方々に混乱を来たず懸念もございません。

つきましては、これらのことを総合的に検討いたしました結果、6町の合併の期日につきましては、「4月1日」といたしました方が、適切であると考えまして、本日、期日の変更について、再協議という形で提案させていただくものでございます。

加えて、協議第2号から第7号につきましても、既に当協議会におきまして、それぞれ調整結果の確認を頂いているものであります。この調整結果は、合併の期日を、平成16年3月1日とした上で、必要な経過措置を設けていたものでありまして、合併期日の変更に伴いまして、これらの経過措置の記述を削除する必要がありますので、所要の修正をお願いするため、再協議とさせていただいているものであります。

なお、この第2号から第7号につきましては、各小委員会で協議いただいたものであります。合併の期日の変更に伴う修正ということで、本日の協議会の場での全員の協議とさせていただきましたことを御了承願います。

それでは、資料の説明は、事務局からお願いします。

#### 事務局

失礼いたします。暑い中、ご苦労様でございます。それでは資料によりまして概略のご説明を申し上げます。趣旨については、今、会長の方からご説明いただきましたので、要点だけ私の方からご説明申し上げます。協議の第1号に「合併の期日に関すること」（再協議）ということで、会長の提案どおり、平成16年3月1日から4月1日に合併をするということで変更の再協議でございます。次のページでございますけども、お送りさせていただいていました資料について、私どもでミスをしておりまして、きちっとした書類でご協議をいただきませんと申し訳ございませんので、ただ今から差し替えをお配りさせていただきます。2頁のところの1番、協議会での確認状況というところで、後段に合併協議会の開催期日を書いておりますが、日付をすべて平成15年というこれからの日付になっており、大変な間違いをしておりましたので、今の差し替えのもので正しいものとしてお願いいたしますと存じます。

昨年の平成14年7月24日の第4回合併協議会に合併の期日について最初のご提案を申し上げておりまして、平成14年11月22日の第6回協議会で、皆様方に期日を確認いただいた日が正しいものでございますので、お送りしてありました資料について破棄をしていただき、ただ今配付した資料で確認をいただきたいと存じます。内容につきましては、ご覧おきいただきまして、会長の提案どおりお願いをしたいと存じます。

協議第2号、「14 使用料及び手数料の取扱いに関すること」であります。2枚目を捲っていただきまして、2つ目に内容の変更部分のみというふうにさせていただいております。右側の既確認内容、アンダーラインを引かせていただいている箇所であります。「なお、一元化に調整するものであっても、平成16年3月1日から31日までの使用料及び手数料について、旧町の条例を適用する場合は暫定施行とし、当該地域に適用する。」これは、3月1日合併としている関係で、3月一ヶ月のみ旧町の条例を適用するというところまで謳っておりましたが、4月1日となることでこの部分がなくなるといって削除させていただきたいと存じます。

協議第3号「19-6 消防団の取扱い」でございますが、これも2枚目のところに、同様に、消防団につきましては、15年度内は、一ヶ月は旧町の状態をお願いして、平成16年4月

1日に市の消防団としてお願いをするというふうにしておりましたので、その一ヶ月について削除をし、その調整をさせていただいたところでございます。

次に協議第4号、「19-11 国民健康保険も取扱い」、この税の取扱いにつきましても、既確認内容のところ、「15年度については」ということで、税の課税の問題は、旧年度については旧町の状態の国保税を課税するという条件を付けませんと課税ができませんので条件を付しておりましたが、整理をさせていただいております。

協議第5号、「19-24 建設関係事業の取扱い」、これにつきましても同様に、除雪に関りまして15年度体制については旧町のままでということにさせていただいていましたが、年度が変わりますので言葉の整理でございます。

さらに協議第6号、「19-26 上水道等の取扱い」、これにつきましても、すべて手続きの段階で、すべて「合併時」からという言葉を入れておりましたが、最初の一ヶ月の部分を指している言葉でございましたので、この部分を削除させていただいて、整理をさせていただいたということで、平成16年度からの効力については変わりありませんので、1か月分のことについての言葉を整理させていただいております。

協議第7号、「19-27 下水道等の取扱い」につきましても、同様に、15年度の1か月分を処理する必要がありますので、「合併時から」という言葉を入れておりましたが、この部分に修正を入れさせてもらっております。以上です。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、まず、協議第1号について、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第1号の合併の期日」について、平成16年4月1日とすることについての再協議につきましては、承認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、「協議第1号 合併の期日」につきましては、「平成16年4月1日」ということで、確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次に、協議第2号から第7号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長  
ございませんか。

濱岡会長  
ないようでございますので、それでは、「協議第2号～第7号」については、一括して確認を頂きたいと存じますが、各号について、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長  
ありがとうございました。それでは、協議第2号～第7号の再協議については、確認していただきました。

濱岡会長  
それでは、次の議題に移らせていただきます。「協議第8号 項目番号の9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事」を議題といたします。最初に所管の総務・企画・議会小委員会の平井委員長から、報告をお願いします。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長  
それでは、「協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いに関する事」についての、小委員会での協議経過について報告させていただきます。

本項目につきましては、今月1日の第19回小委員会で提案され、同日と10日の第20回、そして昨日の第21回小委員会と継続して協議をいたしました。最終的に調整結果の案で確認されたものであります。

新設合併を行う場合は、職員が勤務している6町の法人格が消滅いたしますので、原則といたしましては、各町の職員は失職することとなりますが、合併特例法の規定によりまして、「合併関係市町村は、その協議により、一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように努めなければならない」と規定されております。

また、同じく合併特例法において、「合併市町村は、職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関し、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」と規定されております。

これらの規定を基に、さらに、新市として、合併を契機に、より効率的かつ適正なあり方等について検討されまして、まず、番号1の「職員数」につきましては、「現在の6町の一般職の職員については、合併特例法の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ」こととし、「職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」といたしました。

次に、番号2の「職制」につきましては、「人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る」とし、番号3の「給与」につきましても、同じ職種、経験年数であれば、同じ職場で働くものの給料は同一であるべきとの考え方から、「職員の給料表は、国家公務員の給与制度等に準拠し、合併時に統一を図る。」ことといたしました。

小委員会におきましては、特に給与の調整案について、御意見、ご質問が集中いたしました。現在、6町の給与につきましては、職種別に適用する給料表や運用幅が異なっており、結果として、取扱いに大きな差が見られております。

新市において、全ての職員を統一した給料表で運用するという事は、結果として、現在の各職員の給与額を新市において保障しない、つまり大きく減少する職員も発生するという説明を受ける中で、給与は、生活や家庭に密着するものであることからいろいろとご意見が見られました。

象徴的な意見を申し上げます。まず、住民意識調査の結果で、「人件費の削減」を期待する声が非常に大きいことを踏まえるべきといった意見や、「合併して給与が上がるのは納得できない」との意見、さらに、「民間の経営者としては、現在の状況を従業員には見せられない」、また、合併時に統一するのは止むを得ないが、「ある程度の激変緩和措置をとるべき」、統一はするが、まず、「現給保障をした上」で対応すべき、などの意見が出され、6町の時間外勤務手当の実態や諸手当の現状なども確認をし、協議を重ねてまいりましたが、統一を図ることについては、各委員とも了承となり、今後、各町が職員組合との話し合いなどを通じて調整していただくということで、最終的に調整結果のとおり確認したものであります。

なお、小委員会としては、今後、よりよいまちづくりをするに当たり、職員の活躍は欠かせないとの認識から、給与等については、職員に説明を行い、コンセンサスを得よう努力されたい旨を理事者にお伝えすることとされましたので、この場を借りまして、私の方から、お伝え申し上げます。

以上で、協議第8号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第8号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

だいたい委員皆様もいろいろ思っておられると思いますが、今委員長から説明がありましたとおり、いろいろなご意見が出ております。町長会で終始検討もしておりますので、今後におきましても十分検討して、また職員とも相談しながら決定をしていきたいと思っております。

濱岡会長

それでは、「協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第8号については確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第9号 項目番号の10 特別職等の身分の取扱いに関する  
こと」を議題といたします。所管の平井委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

それでは、「協議第9号 特別職等の身分の取扱いに関すること」についての、小委員会  
での協議経過について報告させていただきます。

本項目につきましても、今月1日の第19回小委員会で提案され、同日と10日の第20  
回、そして昨日22日の第21回小委員会と継続して協議をいたしました。最終的に調整  
結果の案で確認されたものであります。

まず、特別職の任期の関係でございますが、新設合併を行う場合は、それぞれの町の法  
人格が消滅いたしますので、原則といたしまして、各町の特別職は、全て失職となります。  
特に市長については、地方自治法の規定に伴い、新市の市長が選出されるまでの間、市長の  
職務執行者を合併の期日までに6町長により、協議して定めることとなっており、合併協  
議会で、この旨を確認しておく必要がありますので、番号1「特別職の任期」において、  
確認をしたものであります。

また、行政委員会の委員につきましても、全員失職となりますが、教育委員、選挙管理  
委員等、空白の許されないものについては、新市長、あるいは議会で選出されるまでの間、  
臨時、あるいは暫定の委員を設置することとなります。

次に、給与、報酬の関係でございますが、新市の4役及び議員につきましても、新市の  
人口規模等を勘案の上、近隣市の状況、特に現在の状況等を考慮して設定されたものでご  
ざいます。

なお、これらの給与、報酬につきましても、新市におきまして、速やかに特別職報酬等  
審議会を設置して、適正なものとなるように努められるものであります。

次に、消防団員の報酬等でございますが、協議会で確認していただきました「消防団の  
取扱い」の調整結果に基づき、6町の現在の総額を超えない範囲で、現在の消防団活動を  
維持するという前提で定められたものであります。

小委員会では、特別職、議員の報酬に係る経費削減額についての質問や、行政改革、経  
費削減等の住民の意見を踏まえて考えるべき、あるいは、新市としての人口規模等また、  
職務に魅力を持たせるため相応の金額にすべき、との意見もあり、一致が見られませんでした  
ので、最終的に採決いたしました確認したものであります。

以上で、協議第9号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第9号につきましても、御意見がありましたら、  
お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第9号 特別職等の身分の取扱いに関する  
こと」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第9号については確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第10号 項目番号の12 事務機構及び組織の取扱いに関する  
こと」を議題といたします。所管の平井委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

それでは、「協議第10号 事務機構及び組織の取扱いに関すること」についての、小委  
員会での協議経過について報告させていただきます。

本項目につきましても、今月1日の第19回小委員会で提案され、同日と10日の第20  
回、そして、昨日22日の第21回小委員会と継続して協議をいたしました。最終的に調  
整結果の案で確認されたものであります。

この項目につきましては、前提がございます。当協議会におきまして、新市の事務所の  
位置を「峰山町役場とし、6町の役場は、それぞれ支所とすること」は既に確認されてお  
ります。さらに、同時に、庁舎スペース等の問題から、「本庁を、峰山町、大宮町、網野町  
の役場に分散する」考え方につきましても、支所には現在の半数程度の職員を残すこと  
を含め、了承されているところでございます。

この前提の下に、新市としての組織及び事務機構であります。まず、現在の6町の庁  
舎を有効活用することとし、住民の方々が特に不安に思っておられる住民サービスにつ  
いて、低下しないよう十分配慮することを基本といたしまして、記載のとおり「新市にお  
ける組織・機構の整備方針」に基づき、整備することとされました。

事務機構及び組織につきましては、新市の体制の基本となります。小委員会では、  
議論をいただく材料といたしまして、事務レベルで作成の、新市の組織のたたき台をも  
とに、いろいろと質問、意見が出されました。

住民の方々にとっても、現在の役場がどうなるのか非常に関心の高い項目でもあり、特  
に、本庁の分庁方式とともに、市民局という名称で検討している支所の体制について議論  
が集中いたしました。

その中では、新市の組織は、専門性、効率的な面を重視すべきで、出来るだけ集約すべ  
きといった意見や、行政のスリム化、建設計画のゾーニングとの関係を重視した部局の配  
置を検討すべき、教育委員会の組織について支所にも設置すべき、支所の権限をどうす  
るのかといった、新市の組織の各論につきましても、実にいろいろな御意見が出された  
ところであります。

小委員会といたしましては、「たたき台」は、あくまで参考資料として扱うこととし、調整結果の案に記載しております事項について、おおむね異議はありませんでしたので、採決を行いまして、調整結果のとおりで、確認されたものであります。

なお、小委員会の委員の思いといたしまして、これまでの小委員会での協議内容を十分考慮の上、今後、町長会等において、新市としての事務機構及び組織の具体案を検討して頂きたいとのことでありましたので、私の方から、この思いをお伝えすべく、申し添えさせていただきます。

以上で、協議第10号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第10号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

丹後町 瀬川善磨委員

2点お伺いいたしますが、1点目は、これまでからいわゆる、支所という名称が使われており、市民局という名称も使うんだということですが、この支所と市民局をいつ頃統一していくのか、いつから市民局と呼ばれるのかということ。もう1点は、市民局には全職員の半数くらいを置くと聞いているが、支所におきます職員数は、いつ頃までに決まるのでしょうか。

事務局

事務的な部分なので、事務局から答弁させていただきます。ちょっと誤解をしておられるかと思しますので、ご修正をいただければありがたいのですが、一定のエリアを総合的に所管する地方機関として支所というものを設置することができるかと自治法で決められております。その呼び名をどういう名称にするのかということは、自治体に委ねられておりますので、法上の市民局は、支所としての位置付けを持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。峰山町にも旧峰山町を所管する峰山支所を設置します。その名称は、峰山市民局、こうなるかどうかわかりませんが、あくまで呼称としての市民局ということをご理解賜りたいと思います。2点目の、職員の配置につきましては、各町でお世話になりますが、議会の議決を受けさせていただきますと、すべての準備作業ができませんので、時期的には、いつになるか、われわれとしては準備が出来ない状況にあるということ、ご理解賜りたいと思いますが、何分早いうちに用意しますと、職員にも迷惑がかかりますのでよろしくお願ひしたいと存じます。以上です。

濱岡会長

瀬川委員よろしいですか。半数程度というのはお聞きいただいておりますね。

網野町 奥野重治委員

市民局となると、6箇所にそこを預かるお局様がおられるわけですね。その辺の機構を町長会等ということを平井委員長が報告されたと理解させてもらったらよろしいんです

か。以下の詳細について煮詰めていただくという報告だったと。わかりました。

濱岡会長

部会で、かなりな部分までたたき台を作っていただけていますが、その最終決定がなかなか決まらないということが実情です。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

まだまだ多くの部分が残っているわけですが、「協議第 10 号 事務機構及び組織の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 10 号については確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の議題、( 2 ) その他 に移らせていただきます。まず、「第 12 回合併協議会の会議録について」事務局から説明願います。

事務局

ご審議ありがとうございました。前回の 6 月 25 日に開催させていただきました、第 12 回合併協議会の会議録については、皆様方に御照会させていただきましたが、特に御意見はございませんでしたので、この場で確認をいただきますれば、本日から公開させていただきますと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

濱岡会長

それでは、「第 12 回合併協議会の会議録について」は、御確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、前回の議事録については確認していただきました。次の項目について、事務局から説明願います。

事務局

それでは最後になりますが、あとこの合併協議会で決定をいただきます協議では、建設

計画のみが残っておりますので、今日この後、議論をさせていただきますが、それを上程させていただきます協議会を7月31日木曜日午後1時30分、大宮町のアグリセンター大宮でお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

濱岡会長

委員の皆さんには大変長い間お世話になりました。多くの事項を確認していただきました。いよいよ、31日に最終回を迎えることとなりました。ありがとうございました。

本日の協議事項は、これですべて終了しましたので、これをもちまして、第13回の6町合併協議会を終了いたします。長時間にわたり、いろいろとお世話になりありがとうございました。

終了